

提供年月日	平成31年1月28日
担当部課	都市建設部 住宅課
担当者	大橋、長本
連絡先電話番号	077-587-6322

開発許可等の基準に関する条例改正に係るパブリックコメントの結果について

開発許可等の基準に関する条例改正に関して、市民の皆さんに広く周知しご意見を募集したところ、次のとおりでしたので、報告します。

閲覧期間	平成30年12月21日～平成31年1月9日
閲覧場所	住宅課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各学区コミセン、人権センター、市民交流センター ※市ホームページでも閲覧可
提出件数	4件

意見及び回答

意見	回答
① 「……地域コミュニティの維持や空き家・空地等への対策の一助とするため、一定の条件を満たす土地において……」とありますが、一定の条件を満たす土地とは、空地も含まれるのですか？もし、空地が含まれるのであれば、市街化を促進してしまうことに留意していても、結果促進してしまう恐れがありますのでいかがなものかなと思います。	① 線引き前からの住宅地、または過去に10年以上住宅が建っていた（居住と一体となった）空地に限定しているため市街化を促進することはないと判断しています。
② 市外への転居を予定しており、野洲市内の自宅・農業用工場・倉庫が空家になる可能性があります。農業用工場・倉庫の用途変更の手続きの簡素化を希望します。	② 農業用工場・倉庫から住宅への用途変更は市街化を促進する恐れがあるため、今回の条例改正の対象とすることは考えていません。
③ 市街化調整区域内の自己用住宅の建築制限の緩和は大賛成です。ただし、許可条件の枠内に「建築基準法に規定する第1種住居専用地域並みの制限及び景観的見地を含める。」検討をお願いします。	③ 建築に関する制限は建築基準法や特定行政庁である滋賀県が定めた規制、景観的な見地については景観法に委ねられており、既存集落地内の他の住宅の規制と同様とするため、それ以上の規制を条例で設けることは考えていません。 また、景観的見地については、景観法に基づき策定した野洲市景観計画に定めるとお

④ 市が市街化調整区域内の集落(自治会)の共通する課題に的確に対応しようとしているのだと理解し、基本的には賛同したいと思います。条例改正後、新しい住民と自治会が関係を築いていかななくてはなりませんので、良好な地域社会にすることが可能となるように、今回の改正に伴う住宅建築においても申請者と自治会との協議事項の場を設けるとか、協議事項報告書類を添付することが出来る様、お願いします。

りです。同計画では一般的な自己用住宅の建築については、周辺景観と調和した良好な景観を形成するための取り組みをお願いしています。

④ 許可条件に自治会との協議報告等を義務付けることは過度な指導となるためできません。しかし、新しい住民と自治会が良好な関係を築くことは大切であると考えておりますので、引き続き自治会加入の促進に努めてまいります。